病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要領

（趣旨）

第１条　病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

（用語）

第２条　この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

（認定申請の添付書類）

第３条　要綱第５条による申請を行う場合の添付書類は、別表第１に定めるとおりとする。

（認定を受ける者の決定）

第４条　要綱第５条による申請を行った者が、募集人数を超えた場合、県は審査を実施し、認定を受ける者を決定するものとする。ただし、認定を受けた者が認定期間中に認定の取り消し等の措置を受けた場合は、次点の者が繰り上がることとする。

（交付申請の添付書類）

第５条　認定者が、要綱第12条による交付申請を行う場合の添付書類は、別表第２に定めるとおりとする。

（実績報告の添付書類）

第６条　認定者が、要綱第14条による実績報告を行う場合の添付書類は、別表第３に定めるとおりとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第７条　認定者は、要綱第16条に規定する補助金の交付請求をしようとするときは、交付対象年度の翌年度の５月20日までに、補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、対象者から提出のあった補助金交付請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の５月31日までに交付するものとする。

（在職報告書の添付書類）

第８条　認定者が、要綱第17条による在職報告を行う場合の添付書類は、別表第４に定めるとおりとする。

（書類の提出方法）

第９条　書類の提出は、県が別に定める受付窓口あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべてＰＤＦ形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

２　規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本１部とする。

（補助金の返還）

第10条　要綱第11条第２項に規定する交付要件を満たさないことにより要綱第18条による補助金の返還を命ずる場合の返還額は、既に交付した補助金額を交付期間の1.5倍の期間で除し、交付期間の1.5倍の期間と実際の就業期間との差を乗じた金額（１円未満切捨）とする。

２　前項における各期間は、いずれも月単位とし、ひと月に満たない日数は切捨とする。

附　則

この要領は、令和６年５月21日から施行する。

この要領は、令和６年６月14日から施行する。（一部改正）

（別表第１）（第３条関係）

１　履歴書（要綱様式第１号関係 別紙１）

２　奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

３　次の各号のいずれかの書類

(1) 要綱第４条第１項第１号のアに該当する者にあっては在学証明書（在学中の大学の名称及び学部、学年がわかるものとする。）

(2) 要綱第４条第１項第１号のイに該当する者にあっては薬剤師免許証の写し

４　前各項のほか、知事が必要と認める書類

（別表第２）（第５条関係）

１　毎年度添付するもの

　(1) 確認書（要綱様式第４号別紙）

(2) 在職証明書

 (3) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの（奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。）

 (4) 県税に滞納がないことの証明（初年度は、課税対象でない場合は添付不要）

　(5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

２　初年度に限り添付するもの

 (1) 奨学金事業実施者が発行する「貸与奨学金返還確認票」の写し

　(2) 他の奨学金返還補助制度を併用する場合、その補助額がわかる資料の写し

 (3) 要綱第４条第１項第１号のアに該当する者にあっては、大学等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し

　(4) 要綱第４条第１項第１号のアに該当する者にあっては、薬剤師免許証の写し又は登録済証明書の写し（登録済証明書の写しを添付した場合は、翌年度に薬剤師免許証の写しを添付すること。）

　(5) 要綱第４条第１項第１号のイに該当する者にあっては、薬剤師免許証の写し

　(6) 要綱第６条に規定する認定通知書の写し

　(7) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

（別表第３）（第６条関係）

１　在職証明書

２　奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの（奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。）

３　前各項のほか、知事が必要と認める書類

（別表第４）（第８条関係）

 在職証明書